

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年3月末現在)	参考データ
94	④監修料の受け取り禁止等の厳格なルールの遵守	17年1月～	着手済	<p>○監修料については、今後、これを一切受け取らないとする厳格なルールを定め、徹底するとともに、幹部職員をはじめ一定の地位にあったものが給与の一部を自主的に返納し、組織としての反省の意を表したところである。</p> <p>○また、監修作業を取りまとめ、出版社等から監修料を受領した行為は、利害関係者からの金銭の受領を禁ずる国家公務員倫理規程に違反するという国家公務員倫理審査会の見解が示されたことから、平成17年12月22日、各課の庶務班長等であった職員19名に対し、戒告処分を行うとともに、監督者14名に対しても、同日付で嚴重注意(文書)の処分を行ったところである。</p> <p>○今後、このような問題で国民の信頼を損なうことのないよう、研修等により、国家公務員倫理や職員の意識改革の徹底に努めている。</p>	

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年3月末現在)	参考データ
4-2 予算執行の透明性の確保					
95	①競争入札及び企画競争の原則化	16年8月～	着手済	<p>○平成16年8月から、会計法令上、随意契約できる場合であっても、可能な限り競争入札又は企画競争に付すことを基本原則とするとともに、一定金額以上等の調達案件については、平成16年10月に社会保険庁本庁に設置した「調達委員会」、平成17年4月に各地方社会保険事務局に設置した「契約審査会」において、調達の必要性、数量、契約方法等のチェックを行い、調達業務全般について競争性・透明性の確保を図っている。</p> <p>○また、平成17年1月分の契約から、随意契約の透明性を確保するため、500万円以上の随意契約については、厚生労働副大臣へ事前報告を行い、さらに、100万円以上の随意契約については、平成17年3月に社会保険庁本庁に設置した「随意契約審査委員会」において、随意契約の妥当性を事後審査し、その結果をホームページに公表。</p> <p>○さらに、平成18年1月に「調達案件進捗状況表」を策定し、各事務局において、契約事務手続の進捗管理の徹底を図っているところである。</p> <p>○なお、調達業務における競争性・透明性を確保するための取組を着実に実施するため、調達に係る目標数値を設定し、その達成に向けて取り組んでいる。</p>	<p>(平成17年度調達に係る目標数値)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・随意契約件数について、一括調達し競争入札に切替えること等により、対前年度の20%以上を削減する。 ・100万円以上の契約件数のうち、競争入札の件数が占める割合を60%以上とする。
96	②インターネットを活用した予算・決算の情報提供	17年3月～	着手済	<p>○平成17年3月から、社会保険庁ホームページ上に「予算・決算」の情報欄を新たに設置し、平成17年度以降の予算及び平成15年度以降の決算について、わかりやすい形で公表。</p> <p>○「予算の主要事項」欄においては、社会保険庁改革の重点施策に係る予算措置を説明するとともに、「図でみる予算の概要」欄においては、各特別会計勘定別に歳入・歳出をわかりやすく円グラフ等を用いて説明。</p> <p>○決算についても、同様に、各特別会計勘定別に歳入・歳出をわかりやすく円グラフ等を用いて説明。</p>	

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年3月末現在)	参考データ
4-3 新たなチェックシステムの導入					
97	①調達委員会の設置	16年10月～	着手済	<p>○平成16年10月、社会保険庁本庁に「調達委員会」を設置し、一定金額以上等の調達案件について、調達の必要性、数量、契約方法等のチェックを行い、調達業務における競争性・透明性の確保及び調達コストの縮減を図っているところであり、平成18年3月までに32回開催。</p> <p>○地方社会保険事務局においても、調達業務の適正化を図るため、各地方社会保険事務局に「契約審査会」を設置し、一定金額以上等の調達案件について、調達の必要性、数量、契約方法等のチェックを実施。</p>	(平成18年3月末現在) 審査件数 262件 コスト削減額 約134億円 (10%減)
98	②予算執行についての内部監査の強化	17年1月～	着手済	<p>○平成17年1月、本庁総務部経理課内に会計事務に関する内部監査を専門的に担当する「監査指導室」を設置。</p> <p>○平成17年度の会計監査は、全地方社会保険事務局を対象に、契約事務と支払事務を担当する部署の相互牽制体制、随意契約の締結状況等について重点的に実施。その結果、59事項700項目以上に及ぶ指摘を行い、指摘を受けた事務局のみならず、他の事務局においても自主点検を実施し、改善を講ずるよう指示することにより、適正な会計処理の徹底を図ったところである。</p> <p>○平成18年度の会計監査においては、全地方社会保険事務局を対象に、会計事故防止の取組状況、内部監査の内部牽制等の内部統制の状況、平成17年度監査において指摘した事項の改善状況等について重点的に実施することとしている。</p>	